

第二十八回国会
衆議院

商工委員會議録第三十三号

昭和三十三年四月十七日(木曜日)

午前十時五十六分開議

出席委員

委員長 小平 久雄君

理事 内田 常雄君 理事 佐本 一雄君

理事 島村 一郎君 理事 長谷川 四郎君

理事 加藤 清二君 理事 松平 忠久君

理事 川崎 秀二君 理事 川野 芳満君

理事 神田 博君 理事 齋藤 憲三君

理事 櫻内 義雄君 理事 松岡 松平君

理事 村上 勇君 理事 横井 太郎君

理事 井手 以誠君 理事 田中 武夫君

理事 多賀谷 貞徳君 理事 帆足 計君

理事 水谷 長三郎君

出席國務大臣 前尾 繁三郎君

出席産業大臣 松尾 泰一郎君

出席政府委員 伊東 正義君

總理府事務官(経済企
画庁総合開
発局長) 松尾 泰一郎君

通商産業事務官(通商局長) 松尾 泰一郎君

通商産業事務官(企業局長) 松尾 泰一郎君

通商産業事務官(重工業局長) 松尾 泰一郎君

通商産業事務官(輕工業局長) 松尾 泰一郎君

通商産業事務官(通商局長) 松尾 泰一郎君

通商産業事務官(企業局長) 松尾 泰一郎君

通商産業事務官(重工業局長) 松尾 泰一郎君

通商産業事務官(輕工業局長) 松尾 泰一郎君

通商産業事務官(通商局長) 松尾 泰一郎君

通商産業事務官(企業局長) 松尾 泰一郎君

通商産業事務官(重工業局長) 松尾 泰一郎君

通商産業事務官(輕工業局長) 松尾 泰一郎君

通商産業事務官(通商局長) 松尾 泰一郎君

通商産業事務官(企業局長) 松尾 泰一郎君

通商産業事務官(重工業局長) 松尾 泰一郎君

通商産業事務官(輕工業局長) 松尾 泰一郎君

通商産業事務官(通商局長) 松尾 泰一郎君

通商産業事務官(企業局長) 松尾 泰一郎君

通商産業事務官(重工業局長) 松尾 泰一郎君

通商産業事務官(輕工業局長) 松尾 泰一郎君

通商産業事務官(通商局長) 松尾 泰一郎君

通商産業事務官(企業局長) 松尾 泰一郎君

通商産業事務官(中小企業
庁指導部長) 川瀬 健治君

専門員 越田 清七君

四月十六日

委員横井太郎君辞任につき、その補
欠として森清君が議長の指名で委員
に選任された。

同日

委員森清君辞任につき、その補欠と
して横井太郎君が議長の指名で委員
に選任された。

同日

委員有馬英治君及び淺沼稻次郎君辞
任につき、その補欠として川崎秀二
君及び井手以誠君が議長の指名で委
員に選任された。

同日

委員川崎秀二君辞任につき、その補
欠として有馬英治君が議長の指名で
委員に選任された。

同日

本日の會議に付した案件
航空機工業振興法案(内閣提出第一
五三三号)

水洗炭業に関する法律案(橋本渡君
外二十六名提出、衆法第一九号)

小売商業特別措置法案(内閣提出、第
二十六回国会閣法第一五七号)

商業調整法案(水谷長三郎君外二十
三名提出、第二十六回国会衆法第六
号)

通商産業の基本施策に関する件

○小平委員長 これより會議を開き
ます。

まず、航空機工業振興法案を議題と
し、審査を進めます。

本案につきましては、すでに質疑を
終局いたしております。これより討論
に入るわけでありますが、別に討論も
ないようでありますので、直ちに採決
に入りたいと存じますが、御異議あり
ませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小平委員長 御異議なしと認めま
す。

よって、航空機工業振興法案につい
て採決いたします。本案に賛成の諸君
の起立を求めます。

〔総員起立〕

○小平委員長 起立総員。よって、本
案は原案の通り可決すべきものと決し
ました。

この際、田中武夫君外七名より、本
案に対し、自由民主党及び日本社会党
共同提案にかかる附帯決議を付したい
旨の提案がなされております。田中武
夫君に発言を許します。田中武夫君。

○田中武夫委員 私は、自民党委員各
位の御同意を得ました。ただいま全会
一致で可決になりました航空機工業振
興法案に対して、附帯決議を社会、自民
両党共同で提出したいと存じます。

まず、その案文を読み上げます。

航空機工業振興法案に対する附
帯決議

一、本法の目的は、民間の輸送用航
空機等の国産化の促進による航空

機工業の振興を図るところにある
ので、政府は、この趣旨に従っ
て、本法の運用を行うべきである。

二、政府は本法の目的を達成するた
め、航空機工業の技術の向上及び
経営基盤の確立等について、適切
な振興助成策を講ずる共に、特に
当面最も緊急を要する中型輸送機
の設計研究及び試作等について、
その合理的促進を図るための機構
の整備、資金の確保等について、
特段の考慮を払うべきである。

以上でございます。

本附帯決議案の提出につきましては、
趣旨を、簡単に御説明申し上げ、皆さ
んの御賛同を得たいと思うわけでござ
います。

まず、附帯決議案の第一項目でござ
います。この項につきましては、す
でに本法案審議の間において、その政
府委員あるいは大臣と委員との間の質
疑応答において、いろいろと論議がな
されましたように、われわれといたし
ましては、民間の輸送用の航空機の国
産化推進の必要は、十分認めるのであ
りますが、今日、まだわれわれの頭で
は、航空機という言葉の中には、直ち
に軍事用の航空機というようなことを
連想するのであります。そこで、本法
が、民間輸送機の国産化だ、そのまた
振興助成であると言いがら、その陰
に隠れて軍用機の国産化あるいはその振
興に利用せられるのではないかと、こ
ういう点を心配しておるものでありま
す。また一面、今日のようなミサイル時

代にあって、航空機という言葉で、直
ちに軍事用を連想することはどうか、
という御意見もあらうと思いますが、
今日われわれが、航空機という言葉で
軍事、そして戦争ということを連想す
るほど、われわれは、航空機の軍用に
供せられた結果の恐ろしい体験を、身
をもって知っておるからであります。従
いまして、政府は、本法の運用に当り
ましては、あくまで本法の趣旨にのっ
とっていただきたいと思いますのであ
ります。

なお、本附帯決議案の中の「民間の
輸送用航空機等」と、すなわち、この
「等」という言葉が、他の航空機等を意
味するかどうかという疑問もあります
が、はつきりここで申し上げておき
たいことは、民間の輸送用航空機等
であつて、その「等」は、航空機の部品を
表わすもので、軍用機も含むというの
は絶対にないということを、政府にお
いては、十分銘記していただきたい、
かように思うわけでございます。

第二項でございますが、これも本法
審議の際、いろいろ質疑応答の間に現
われた点でございます。われわれとい
たしましては、第一の項目が十分に厳
守せられ、その上に立つて、民間の航
空機の国産化及びその振興について、
政府としては、特に助成する必要があ
ると思ひますが、なお、一面、日本の
総予算等との関係もあつて、一産業に
のみ重点を置くということもどうかと
思うので、そういう点をもあわせて御
考慮下さいまして、必要なものは出

す。だが、それは乱費せられないように、特に御注意していただきたいと思うわけでございます。

以上、簡潔ではございますが、本附帯決議案提出の趣旨説明をいたしました。委員各位の御賛同をお願いする次第であります。(拍手)

○小平委員長 お諮りいたします。本案に、ただいま御提案の通り附帯決議を付するに、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小平委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

この際、前尾通商産業大臣より発言を求められておりますので、これを許します。前尾通商産業大臣。

○前尾通商産業大臣 ただいま航空機工業振興法案につきまして、適切な附帯決議がつけられましたことを、感謝いたします。本法の運用は、もちろん提案しました趣旨から申しまして、すでにいろいろ御説明申し上げております通り、民間の輸送用の航空機ということを中心にして考えて参つたものでございます。従いまして、本法の運用に当たりますも、その点は十分注意をいたすつもりであります。

また、先ほどお話もありましたように、この振興策につきましては、航空機の特長にかんがみて、あくまで合理的な機構の整備とか、資金の確保について、特段の考慮を払うつもりであります。又、他産業との関係につきましても、ただいまお話しした通り、十分留意をいたしまして運用する考えでございます。

○小平委員長 お諮りいたします。本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思ひ、これを許します。松平忠久君。

存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小平委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

○小平委員長 次に、水洗炭業に関する法律案を議題とし、審査に入ります。

本案につきましては、すでに質疑を終局いたしました。これより討論に入るわけでありますが、別に討論もないようでありまして、直ちに採決に入りたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小平委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

よって、水洗炭業に関する法律案について採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○小平委員長 起立総員。よって、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思ひ、これを許します。松平忠久君。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小平委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

○小平委員長 次に、小売商業特別措置法案及び商業調整法案の両案を一括議題とし、審査を進めます。

○松平委員 昨日、商業関係の政府並びに社会党提案の説明があったのであります。これに関連しまして、これと密接な関係のある例の中小企業団体組織法が、昨年の臨時国会で通過し、本年四月一日から施行になつてゐるので、この法律の施行後の状態について若干質問をしたいと思ふのであります。

小売商も、団体組織法に関連をしまして、中小企業等協同組合法の一部を修正しまして、いわゆる小組合を作るようになったのであります。私は、この小組合を作ることによつて、今日の小売商は、ある程度の防衛策をとることができ、こういうふうに思ふのであります。この小組合を作つた場合、法律には、この小組合に対して、税法上もしくは金融上の特別の措置を講ずる、こう一項がありまして、政府は、小組合を作る場合、もしくは小組合を作らんとして、実際上はまだ作つておられぬものに対して、税法上特別の措置をとらなければならぬ、こういうふうにおわれれば理解しておるのであります。そして政府は、小売商等が同業組合的小組合を作る、あるいは地域的にそういうものを作る場合には、何らか金融上特別のワケを設けて融資に便ならしめることをしなければならぬのであります。通産省は、この小組合に対して、金融的にいかなる措置を今日とつておるか。まだ小組合はできておらないと思ふのでありますが、できた場合には、どういふふうにするのか。この点について、政府の所信を伺いたいと思ひます。

○前尾通商産業大臣 われわれとしましては、先般の国会におきまして小組合の制度が設けられまして、それに対して租税及び金融上、特別の措置をとるよう努めていかねばならぬというのでいろいろ検討いたしておつたのであります。ただ、御承知のように、現在の税制からいいますと、特別の措置と申しましても、この規定にひたり合ふものは、むしろ少ない問題でありまして、いろいろ考へてはおるのであります。結局、問題は、国税ではなしに、地方税につきましては、事業税の軽減その他について、いろいろわれわれとしましては、努力をいたしたのであります。これは、国税、地方税の関係を考えながら、また地方財政というものを考えながら、審議会等を設けていこう、こういうことに相なりまして、従つて、事業税の軽減等について、見送るというふうなことに相なりしました。従つて、とりあえずのところは、一つには、法人税の軽減税率の適用範囲を広げる。これも、この規定にはびつたりいたしておりませんが、そういう恩恵を受けられる小組合の方も多からうというふうな考へて、その適用範囲を広げるという措置をいたしました。また自動車税、荷車税というものにつきまして、これらの廃止によりまして、額は非常に少ないので、もちろん問題にはならぬと思ひますが、しかしとてりあえずそういうものを廃止して、この小組合に所属されると想定される方々の税の軽減に資したということでありまして、問題は、将来に向つて検討し、適切な措置を講じていきたい、かように考へておるわけであります。また金融につきましても、ただいまいろいろ特別なワケ等の問題につきま

して、検討をいたしておるのであります。これも、これも実質的には、従来から極力小組合に所属されるような方々の金融というものを、主眼点に置いて考へてきましたことは事実であります。何らかの特別な制度を設けたいということ、検討いたしておるのであります。また、今般御審議を願つて、衆議院を通過させていただきました信用保険公庫というふうなものも、五十万円以下の場合におきましては、保険料率を下げまして、おそらくこれに該当するような階層の方々について、一般市中金融機関から借り入れをされる場合に、極力便宜をはかり、徹底させたいというので、五十万円以下につきましては、御希望もありましたので、保険料率を極力引き下げるということをいたしておるのであります。さらに、制度的には、もう少し検討させていただきたい、かように考へます。

○松平委員 今の大臣の答弁によると、税法上の問題は来国会つまり来年度からこれを何とか実施するようにしていきたい、こういう話であります。金融の問題については、これに何も立法措置を要しませんので、やろうと思へば、すぐできる、こういうふうな思ひがあります。そこで、金融については、先般、川上長官とも話したときに、何とかこれをやつていこう、早く一つの構想を実現していこう、こういう話であつたわけでありまして、そこで、これは、信用保険制度の話もありましたが、私は、そういうことではなくて、国民金融公庫か、あるいは商工中金か、小組合というもののができた場合には、これこれのものは小組合に融資をするのだという、

特別のそういうワクを作る。こういうような構想でいくならば、小組合を作る価値があるというので、早く小組合というものも出てくると思うのです。ところが、小組合というものを作って、そういうものの届出が済んでから、その上で金融措置を考えていくというようなことであつては、私はなかなか小組合自体も、組織化されてこない、こういうふうには思ひます。そこで、小組合を作れば、これこれの組織を作れば、その組織によってこういう特典があるのだというのを見せ、初めて、そういうものを作ろうかということになる。たとえば、小売商にいたしましても、三人以下の雇い人を使つてやつておるといふようなものが集まつてそれを作ることができ、こういうふうにするのであります。従つて、金融については、すでに具体的な構想があつて、そして小組合には、本年度はおよその程度融資の別ワクを設けるのだ、こういう何らかの具体策をお示し願わなければならぬと思うのであります。その点については、どういふふうに進んでおるか、具体的な進捗状態を知らしていただきたいと思ひます。

○川上政府委員 この前もお話を申し上げましたように、私ももしましては、小組合につきましては、特に金融の面から援助をするということが、一番いい方法ではないかというふうにか考へまして、いろいろその検討もいたしておるのですが、何分、法律を施行しましたのが四月の一日でございまして、もう日もたつておりませんし、また組合設立についてのいろいろな指導方針も、この前通知を出したという

第一類第九号 商工委員会議録第三十三号 昭和三十三年四月十七日

ような状況になっておりますので、大體、小組合というのが、今後どういふ事業について、どれくらいできてくるだろうか、そういう判断についても、まだ今のところ、全く五里霧中だといふような状況にあります。私の方としては、この小組合の設立がどういふ状況になってくるであろうかということも、もう少し検討しまして——先ほど申し上げました商工中金なり、あるいは中小企業金融公庫なり、そういう方面から、どういう形で融資をしたらいだろうかということも、現在まだ検討しておるわけでありまして、今、お話がありまして、そういう小組合がどういふふうになつてくるかというのを考える前に、一応、商工中金なりの中にワクを設けて、そのワクをちゃんと出せば、むしろ小組合というものは、どんどんできてくるのじゃないかというふうなお話も、一応ごもつともだと思つたのですが、実は、施行しましてから、まだわずか半月程度だといふような状態になつておりますので、もう少し様子を見て、私ももしましては、場合によりましては、はっきりしたワクを作つて、各方面にこれを通知して、小組合に対して、特別な便宜を与えていくというふうなことも、実施していきたいというふうに考へておるわけでございます。今のところは、まだそこまで実は準備が至っておりません。

○松平委員 この法律は、昨年の十一月に臨時国会を通つたので、施行が本年四月一日ということになつてゐるだけで、従つて、半年も前に、もうすでに法律は通つた。こういうわけであるから、施行までに五カ月の準備があつ

たはずであります。従つて、この準備期間中において、各地方庁等の関係部課長等を集めて、こういう法律であるから、これはこのようにしてやつていくのだ、今政令の準備の段階はこうだといふような連絡を、事前にしておくべき性質のものであつたのではなからうかと私は思ひます。ところが、この小組合は、火災共済組合の制度とともに、当時の共同修正によつてできたのであつて、政府自身が提案をしたものでない。つまり、共同修正で、議員提案の形でこういうものが生れたのであります。しかし、当時のいきさつを見れば、あなたの方の小笠政務次官等は、これにことごとく賛成で、小平委員長も賛成でできたものであります。みんながこれをやつていくべきだといふ一致した意見であつたわけでありまして、それは川上君も、当時傍聴しておつたから、よく知つておるはずである。だから、これは議員の修正によつて生まれたものだから、通産省としては、まますばいにするという気持があるのかないのか知らぬけれども、ややそういうふうな印象を、われわれは、今のあなたの答弁から受けるわけですね。もし、さういふことがあるとすれば、これは国会軽視ということになるわけですね。そこで、四月一日から施行であります。そこで、四月一日から施行を進めて、小組合を作ることを指導しようという積極性があるのかないのか。やはりこれは中小企業庁において、こういうものを作つていくという積極性がなければ、私はできないと思ひます。しかも、その積極性というものは、今申しました財政的な、金融的な裏づけがあるのだということを示しな

がら、指導をしていくということではなればならぬのであります。これを作つていくその指導計画と申しますか、個々の具体的な計画として、何月にはどういふことをする、何月にはどういふことをするといふような立案ができておるかどうか、そういう腹案があるのかどうか、これを伺いたしたいと思います。

○川上政府委員 何月には幾ら作るか、何月にはまた幾ら作るというような計画は、実は私の方としましては持つておりません。ただ、国会で修正されて作つたものであるから消極的であるといふようなことは、私ももしましては、全然考へておりません。私どもとしては、国会の修正の点を十分尊重いたしまして、積極的にこういう小組合は作らしていくように、持つていきたいといふふうには考へております。といふのは、かつて、十数年前におきまして、やはりこういう小組合制度というのがあつたわけでありまして、特に零細企業につきましては、小組合を作つて、そして、場合によつては商工組合の単位にするとか、あるいは現在の協同組合の単位にするとか、そういうふうな扱つた方が非常に便利な場合もありますし、またその方が、零細企業のために役立つものとして、私も考へておりますので、私も私どもとしては、努めて積極的にこの問題は考へておるわけでございます。実はもう昨年の暮れに法律が通つたのですから、六カ月も何をばやしていつたのかといふことになるわけで、これは非常に相済まないと思つておりますけれども、商工組合の問題とか、あるいは火災共済組合の問題とか、あるいは

は保険交付の問題とか、いろいろな問題がございまして、おしかりをこゝろをむけるのはやむを得ないことだと思つておりますが、私ももしましては、今申し上げましたように、こういう小組合については、やはり積極的に作らしていきたい。はつきり申し上げますと、地方の方から、小組合を作りたいといふような要請が、実はまだそれほど出ておりませんので、これは私の方のPRが足りなかつたと言へば、それまでですが、どうもそういう点が、まだはつきりしておりませんので、私どもとしては、法律の施行が先般ありましたので、もう少し様子を見て、今の金融機関のいろいろなワクについては、考へていきたいと思つておるわけでありまして。

○松平委員 やはりPRが足りないといふことがあつたと思つたのです。こと、一般の小売商とかが多いのですが、そういうような人たちは、法律の内容もよく知らないだらうし、どういふふうすれば組合が作れるのか、また組合を作つたらどういふ特典があるのかといふことも、よく知らないのじゃないかと思つた。そこで、小組合を作るにはどうやって作るのだ、作る要件、それから、これを作つた場合にはこういう特典があるのだ、同時に、自己防衛という立場からいって、小売商たちはこの制度をよく利用して、そして自分の商売の維持と向上をはかつていく、こういうことにさせなければならぬと思つたのですが、そういう小組合を作つて、各地方の商工会議所等を通じてPRしていく、こういうことが私は必要だと思つたのです。そういうことを、及ばずながら、私の覚としてはやろうという

三

計画になっておりますが、政府自体も、それをやっていく必要があると思う。その点、PRについては、どういうふうにお考えですか。

○川上政府委員 実は今までも数回にわたりまして、地方の、あるいは県の指導員とか、そういう人々を集めて、商工組合あるいは小組合、火災共済制度、こういう一連のものにつきましては、十分いろいろな話もして、積極的にこれに対して協力するように、また地方においては、そういう指導をするようにという話は、してきておるわけですが、ただ、現実の問題として、こういう恩典があるからということについては、まだそれははっきりしたことは申し上げておけません。というものは、共同施設とか、そういう問題については、問題はありませんけれども、税金の問題については、先ほども大臣からお話がありましたように、非常にむずかしい問題がありまして、今後の問題として十分検討しなければならぬ。それからあと、金融の問題になりますと、特に商工中金にワタを設けるというような問題になってくるわけですが、金利を负けるというような問題になりますと、これはまたいろいろ問題がありますので、やはりワタを作つて、そのワタの中で優先的に小組合の方に貸していくということが、当面一番考えられる方法ではないかというふうに、私もは考えますので、そういうことは、一応地方の係の者に対しては、話してあるのですが、実はこれはなまけて申しわけありませんけれども、そう非常に積極的にいいたところまでは、まだ行動が至っていないわけでありまして、この点は、

これから十分気をつけて、積極的に指導するように持つていきたいというふうにお考えしております。

○松平委員 その次に、大臣にちよつとお伺いしたいのですが、税法上の問題はきわめてむずかしいということとを、当時もわれわれは考えておつたのです。それで、小組合であるから特別に税金を付けてやる、こういう制度は、今日の税法上からはできない。税金は公平でなければならぬ、こういう原則に反すると思ひますが、小組合を作るようないわゆる小売商においては、大体三人程度使つておる人たちに、主人自身が、労働者と同じような格好で働いておるわけですから、そういう意味から、当時の構想としては、いわゆる事業所得の中に特別の控除制度を設ける。つまり、勤労事業控除とでもいうか、名前をつけて、相当額控除をするというふうなことで、所得税を減免していく、こういう措置がとれないものかというのを、われわれ、当時考へておつたわけでありまして、それによつて、地方税も当然そういう減免の措置がとられるわけでありまして、今、大臣が考へて、来年度いよいよ小売商等を含めての勤労事業に従事しておる人たちに對する税金の減免ということは、どういふような構想をもつて大蔵省と折衝したいというお考えであるか、構想がありましたら、この際お聞かせ願ひたいと思ひます。

○前尾國務大臣 ただいまお話のように行き方が、一つの考え方であり有力な考え方だと思つております。それにいたしまして、組合に對する特別の措置という規定には、該当しないかと

思ふのであります。しかし、規定にびつたり該当するといふような措置は、非常に困難だと思ひます。ただいまお話しのような控除制度といふようなものを、もう少し突き進めて考へていきたい、かように考へております。

○小平委員長 長谷川君。

○長谷川(四)委員 中小企業庁長官にお伺いいたします。小売商業特別措置法案につきまして、消費生活協同組合、こういうものを、そもそもの理由というものは、私は、もう今日においては、ないと思ひます。すなわち、日本の経済の現勢といふものは、世界の中でも二つの不思議だ、エノミストが喝破してゐるごとく、一つはドイツの経済力であり、一つは日本の産業経済力といふものを、実に世界の人々が驚異的に驚いてゐるという現実の上に立つて、果して生活協同組合といふようなものが必要であるかどうか。そもそも生活協同組合といふものは、過去、戦後というときに、日本の国民生活が非常に落ちて、そうして、いかにしたならば、お互いがこれを分け合つて生活ができるか、食つていくことが出来るか、こういうような点に重点が置かれて、生活協同組合といふものが、ここに誕生するに至つたのであります。今日、今申し上げたような日本の現実の経済の上に立つて、私は、こういうようなものは不必要である、こう考へております。しかるに、今度の法案を見ましても、私は、あなたの出した法案に満足がいきません。どうしてこういうようなものを、今日になって持出しなればならないか。私は、この消費生活協同組合といふものを、不必要で

あると考へておるのですが、あなたはこの法案によつて規制ができ、これによつて小売業者に影響がないかあるか。どの程度あるか、またある程度押えられ得るという考へ方を持つかどうか。その点について、あなたの御説明を伺ひます。

○川上政府委員 生活協同組合が、現在必要であるかないか。この問題につきましては、私は、やはり現在法律によりまして、消費生活協同組合制度といふのは設けられておりますし、また、特に零細なといひますか、勤労従業者につきましては、非常に大きな役割を果しておるのではないかというように考へておるわけでありまして、これが健全なる発達については、私もよしとして、必要なことではないかといふふうに考へておるわけでございます。しかし、現在、所によりまして、あるいは組合によりまして、非常に行き過ぎた行動をとつておるところがありはしないかといふふうに考へておるわけでございます。たとえ

ば、よく例に出ますが、鳥取県の米子市における消費生協、あるいはまた大牟田等における消費生協、その他いろいろな例がありますけれども、そういう地方におきましては、ややもすれば、行き過ぎたところがあるのじやないかといふふうに考へられるのであります。従ひまして、そのために、その地方の中小の小売業者が非常に参つておる、そうして非常に問題を起しておる、そういうところがございまして、やはりある程度小売の方との調整をして、両方とも成り立つような措置をとるべきではないかといふふうに、私

もは考へるのであります。

そこで、この法律によりましては、第一に、現在の消費生協については、一番問題になっておりますのは、員外利用です。この員外利用をそのまほうつておきますと、それこそ一般の小売業者がつぶれてくるというふうなことになるので、その員外利用につきまして、相当の制限をすべきであるといふふうに、私もは考へるのであります。現在、員外利用します場合においては、これは厚生省なり、あるいはその地方庁の許可を得なければならぬのでありますけれども、その許可をする際の基準として、対中小小売業者との関係といふものを考へて許可をするといふことには、なつていないのであります。従つて、今後におきましては、この法案によりまして、そういう場合におきましては、中小企業者との関係を考慮して許可をするということにすれば、今度新しいものが認められる場合において、相当その点において、両者の間に調整ができるのではないかと、今度新しいものが一つあります。もう一つは、現在、許可を受けないで、実はいろいろ員外販売をやつておるというふうなことが、方々でいわれておるわけでございます。従ひまして、許可を受けないものについては、これは員外販売をしないものであるといふことを、はっきりいろいろな形においてさしておく必要があるのではないかと、今度この法案の第三條の一、二、三、号にありますが、こういう措置をはつきりさして、そして員外販売はやらないのだということ

を、やはりはつきりし、同時に、また、員外販売をやらないような、そういういろいろな具体的な措置をとるといふようなことにすべきではないか。そういうことによつて、この消費生協の方で、いろいろ行き過ぎだといわれておる点がある程度規制をされまして、一般の小売業者との関係が調整されてくるのではないかと、いふように、私も考へておるわけでございます。

○長谷川(四)委員 大体、小売商というものは、常に税金で悩まされておる、またその税金も、税務署のおつつけというか、それによつて税金を強要されておると同様でございます。こういう点から考へましても、生協というものの対し、課税はどうなつておるかという点までも、考へておかなければならない。課税はどうなつておるか。この生協などというものは、課税されておらない。ちゃんと税金を払つておるのは、ほんのわずかなところ、私つておるといふ名目だけで、こういうような点も考へられる。

さらに、大臣に一つ承わりたいのですが、事業税という点について、あなたの所管ではない、大蔵省でございますが、大臣のお考えを一つ述べていただきたいと思ふのです。私は、小売商、つまり中小商業者に対する事業税というものは、二重税だから、これはどうしても撤廃するのが、最も妥当であると思ふ。大臣は、この点について、どう考へておられるかという点が一点と、もし大臣が、妥当だとわれわれと同様のお考えであるとすれば、来年度の事業税、つまり予算という点につきましては、特にお考

えおきを願つて、あなたの今日までの体験の上、中小企業者の育成という点に重点を置いて、今日まで御活動なすつておるあなたでございませうから、これらに對しての態度を明らかにし、これらに、大蔵省への援護をやつてもらいたい、われわれとともにこれに當つてもらいたいといふことをお願いするのですが、これらの二点について、大臣のお考えをお述べ願ひたいと思ひます。

○前尾國務大臣 事業税は、御承知のように、租税の体系からいいますと、所得税の補充税というふうになつておる、また資産と勤労の両方からその所得が出てくるのだといふふうになつておるわけでありませう。これを地方税にしますか、国税にしますか、これはまたいろいろ別個の観点から、考へていかなければなりませうが、しかし、私は、税制の理論として、事業税が全く所得税と重複しておつて成り立たないものだと、考へておらぬのであります。また、この事業税の範囲は、現在、農業は全然入れておりませんが、以前は、地租との関係で、営業税という時代には、商業にのみかけられておつたのであります。現在の固定資産税というふうなものが、あらゆる負担を総合して考へた場合に、どういふふうにいふべきかというところは、非常に根本的な問題であると思ひます。ただ、私は、現在の事業税は、非常に高率であつて、もう少し率を下げていかなければならぬ。補充税でありませう意味からいひますと、どうももっと低率で補充していくべきものと思ひますし、また、今までは、御承知のように、事業税が

地方の財源になつておる、それが地方財政の窮乏からいたしまして、かなり高率のままに置かれておることにつきまして、いふまでもない事実だと思ひますので、事業税の軽減を極力進めていきたい、かように考へておるわけでございます。

○長谷川(四)委員 川上長官に、ただ一点だけ伺ひしておきます。簡単によろしゅうございませうから、御答弁願ひます。

政府提案の小売商業特別措置法案と、社会党提案のとが異なります。社会党提案の中には、「命令」という言葉がたくさん使われておるわけでございますが、この「命令」といふ点について、あなたはどうか考へになつておるか。これについては、法制局のお考え等も、十分承つておると思ふので、社会党の「命令」といふ点について、御説明を願ひます。

○川上政府委員 商業調整法案について、私が御答弁申し上げるのは、いかにかと思ふのですが、命令につきましては、私どもの方としましては、なるべく少い方がよいのじやないかと考へるわけでございます。ただ、基本的には、やはり新規開業についての許可制が、実は非常に問題でございます。私の方としましては、この小売市場の登録制の問題につきましては、許可にひつちかけておりません。これは無制限登録でございます。しかしながら、実際問題としましては、今申しました具体的な例としまして、小売市場を許可制にするこの方が、私は個人的に申し上げますと、ベターではないかと考へるのですが、やはり憲法上の原則であります営業の自由を拘束する

という問題がありまして、政府部内におきまして、これを許可制にするこれは、実は法律論的に、なかなかむずかしいという問題がございましたので、私もとしましては、この市場につきましては、実は登録制にいたしておるわけでございます。その他、あるいは大企業が小売をやる場合においても、これを許可制にすることは、先ほど申し上げました市場の許可制と、全く相通する問題でありまして、営業の許可制は、憲法上大きな問題に關することでありまして、今の私も政府部内の見解としましては、やはりそこまできくのは、むずかしいことじやないかと考へまして、こういう法案を出しておるわけでございます。

○松平委員 関連。ただいまの川上長官の答弁によりまして、憲法上の問題があるから、許可制を法文化していくことは困難だということだったので、それが、たとえば、ただいま問題になつております市場の問題であります。市場の乱立は、小売商を非常に圧迫するといふことがありまして同時に、市場自体の乱立で、市場同士の間競争が、今日、非常に問題になつておるわけでございます。そこで、この場合に、ただ、政府が言うように、登録をしただけで、一体市場の乱立を防げるかどうか。何らかそこで市場の乱立を規制するといふのであるならば、これは命令事項によつて規制するよりほかに、方法はない。ただ無制限に登録をするのだといふことだけでも、市場の規制はできないかと思ふ。市場が乱立して非常に困るやうな、たとえば大阪とか名古屋といったある特定の地域に限つて、そこだけは許可制を暫定的にしく

という問題は、私は憲法も禁止しておらないと思ふ。これは、われわれも、法制局の意見を十分確かめておりますけれども、全般的に、日本国中全部、市場を許可制にするといふやうな、そういう立法は、私は憲法に抵触する疑いがあると思ふのです。しかしながら、公序良俗その他の憲法の範囲内において、ある特定の地域だけ、あるいは特定の場所と申しますか、そういうことを対象にして禁止事項といふものができ、こういう見解を私も持つておるわけでございます。従つて、市場の乱立を防ぐやうな防ぐか。一体、登録だけで防げるかどうか、この点について、見解を伺ひたいと思ふのです。

○川上政府委員 この法案の登録制によりましては、市場の乱立といふものを十分防ぐことはできない。これは、私も率直にそういうふうにお考へます。ですから、許可制の方が、その点においては、はるかにベターだといふふうにお考へますが、ただ、法律によつて登録することになりますと、常に市場の実態をつかむといふことにもなりまして、同時にまた、不正な取引がありまして、今までも、さらに積極的なこれを取り締まるというやうな措置を、この法律によりまして講じておりますから、従来よりも、小売市場の不正な取引を抑へ、そして一般の小売業者な商を粉砕させないといふやうな点に、ある程度役立つのではないかと考へておるわけでございます。これを、特定の地域についてだけ許可制にするといふやうな問題については、私もとしまして、実はそういう氣持をもつて、いろいろ政府部内で相談

をしたのですが、特定の地域だけ限定してやればいいではないかという気持ちも持っておるのですが、たとい特定な地域でありまして、これを許可制にするということが、非常に憲法上問題でありますし、営業の自由の原則というものと、公益上どの程度大きなプラスになるかということ、天びんにかけた場合に、そういういろいろ議論から、やはりとりあえずの措置としては、現状においては、登録制だけはいじやないかというようなことに、実はなつたわけでございまして、その点については、今後におきまして、市場の実態をもう少し見まして、われわれとしては、さらに積極的に考えていきたいと思つておるわけであります。

○松平委員 今の答弁ですが、登録制でも、ある程度規制できるのだというような考えをもつて答弁されておるようだけれども、登録制をしいたところで、全然市場の乱立など防げるはずがない。百貨店法にいたしまして、どうも公益上まずいというのでもつて、特別の条件をつけて許可制にする制限規定を設けたということでありまして、これは憲法違反でもなんでもないわけですね。それと同じような意味合いで、どうしても、これは乱立で非常に一般の小売商が困る、もしくは市場同士が非常に過当競争で倒れるというようないふことがあつたら、国家は、むしろこれを公益上保護していかなくてはならぬということになるし、登録ではだめだということになるならば、特定の地域を指定して、その特定の地域においては規制の制限をつけるような法律でもつてこれをしなすというようにするより、私は方法がないと思う。た

だ、登録だけではつたらかしておくのであつたら、これは無為無策ということになるわけですね。従つて、今、川上長官のお話だと、しばらく静観して実情を見ようというようなことを言つておつたけれども、それでは解決できないと思ふのだが、何らかあなた方は、市場の乱立について、それが小売商に影響を与える、もしくは市場同士が非常に困る、こういうことについて、登録制だけではなくて、もっと積極的なほかの方法というものは考えられないものか。何か知恵を出してもらいたいと思ふのだけれども、現在の程度にそれを考えているか、伺いたい。

○川上政府委員 いろいろ知恵をしほりまして考えたのですが、どうも小売市場の登録制が、全然役に立たぬといふふうには、私は考えておりません。今まではこういう制度はないのですから、登録という制度を設けて、その実態を常に把握しておる。そして行き過ぎがありますと、第五條なり、第六條なりで、公取等によりまして相当の不正な取引を抑える。その不正な取引を抑えるということによつて、私は相当市場間の調整というものが、できているのではないかとこの気持を持っておりますので、全然これで何も役に立たぬといふふうには、私もとしましては、考えていないわけでございます。今、先生からお話がありましたように、しかし、自分たちとしては、これは大したことはないのだと思ふ、だから、どうしても何か許可制ということに、特別な地域についてはすべきじゃないかという点については、先ほど来、いろいろお話し申し上げましたように、法律論的にいろいろ疑問があ

りますので、私もとしましては、もう少しこれを、一応やってみまして、その上で、もっとそういう点を解明して、さらにその実態をつかんで、今後善処すべきではないかというふうにごえておるわけでございます。

○田中(武)委員 関連。

ただいまの川上長官の御答弁は、一貫性を欠いておる。と申しますのは、最初は、市場を許可制にすることは、憲法の営業自由、こういう点に抵触する疑いがある、こういうふうになつて、だが、あとの答弁では、一応やってみて、事態を見てから考える、こう言うのです。それでは、やってみて、登録制ではだめだつたら、あえて憲法違反を知りつやるといふのか。それでは今の、最初の登録制でいい、許可制にするならば憲法の営業自由の権利に抵触する疑いがあるのだということに言いわけであつて、どうも一貫性を欠いておる。しかし、私は、きょうここでこの討論はやめたいと思ふ。それよりか、私は先に、最初の松平委員の質問に関連をして、中小企業団体組織法の施行の問題について、一、二伺ひしたいと、こう思つておつたのです。あとで川崎委員の、何か特別な緊急な質問もあるそうでございますので、詳しいことは後日に譲るとして、簡単に中小企業団体組織法施行に関して、一、二の点だけをお伺ひしたいと思います。

申し上げます、そういうことを申し上げておきます。

そこで、川上長官にお伺ひいたしますが、私、本委員会において、今国会の初めごろだつたと思ひますが、中小企業団体組織法は、重要な法律である。従つて、この施行令は相当重要性を持つので、できるならば施行令の立案せられた場合に、本委員会において一応説明してもらいたい、こういうことを申し上げ、長官、御了承になつたはずであります。だがしかし、初め五月と言つておつたが、一カ月早まつたせいかもしれません、四月一日施行を前にして、三月二十五日閣議において決定、すでに実施せられております。その間にあつて、われわれの希望しておりました、いわゆる本委員会において、重要であるから、要綱ができ、こうならば、一応説明していただき、こう申し上げたことが、できなかった理由は、那邊にあつたか、お伺ひいたします。

○川上政府委員 この施行令につきましては、実は非常におくまして、私も、長い間検討しましたが、また通産省各局なり、あるいは農林省なり、その他の方面といろいろ検討しまして、非常におくれたわけでありまして。そこで、これは先生から、この国会の初頭にお話がありまして、私もといひました。これは、この施行令については、重要な問題でありますから、そのお尋ねがあれば、私の方でいつでも説明を申し上げますというのを、申し上げましたことは、これは事実でございます。そこで、非常におくれて、三月の二十日過ぎにようやくいろいろな点が話し合いがついたというふうな状況になつておりました、私どもの方としましては、さつそくこの委員会に実

況になつておりました、私どもの方としましては、さつそくこの委員会に実

は出席しまして、いろいろお話を申し上げる機会を考へていたので、とりあえずこの政令をお配りするということを、閣議決定の前に私も考へまして、実はその時分にお配りしたはずでございます。それで、実は何か質問もございまして、思つておつたのですが、そのままになつておりました、実は今日になつたわけでございます。その点は、一つ御了承を願ひたいと思ふのであります。

○田中(武)委員 今さら、あえて申し上げるのではないのですが、なるほど、もらいました。もらったときに私は、これは原案であるか決定版かと聞いた、すでに三月二十五日閣議において決定を見たものであります。こういうことを委員部の方から聞きまして、従つて、それ以後にわれわれが手に入れたということだけを明確にしておきます。従つて、この小売商二法案の審議に関連して、いろいろと政令についても御質問したい、こう思つておりますが、時間の都合があるそうです。これは、一、二の点だけを伺ひして、あとに譲りたいと思ひます。

まず、お伺ひしたいことは、すでに発足を見ております中小企業安定審議会

が、この選定の基準は、どういふ点に置かれてなされたか、お伺いいたします。

○川上政府委員　まず安定審議会のメンバーにつきましては、私もが一番考えましたのは、従来役所の者が、委員として相当入っておりますが、これは今回はもうなるべくやめたい、役所の方はきわめて少くしたい、そうして、なるべく民間の方々を入れたいというのが、第一点であります。それから、できれば委員長も、これは会長と申しますか、これも民間から出すべきである。今では通産次官がその委員長になつておりますけれども、それよりも、やはり民間の方に会長になつてもいい、これが第二。それから、このメンバーにつきましては、広く民間方面から入れるべきだといふふうに考えましたのが、第三点であります。そこで、この中小企業団体組織法につきましては、いろいろな御議論がございましたし、これは消費者の立場だけではなくして、あるいは大企業の立場、あるいは貿易の立場、あるいは中小企業の中でも、問屋なり、あるいは小売なり、あるいは製造業なり、そういういろいろな関係がありますので、私どもといたしましては、なるべくそうした方面を公平に一つ選ぼうという点が第四点であります。もう一つは、やはりこれは東京だけの方を選ぶということはどうかと思う。広く全国の方々を選ぶ方がよくはないだろうかといふふうに考えた点が第五点であります。それからもう一つとしましては、やはり経営者と申しますか、いろいろな組織の代表を入れるというのがいいのではないだろうか。そうでないと、ただ組織

の代表と申しまして、あまり利害関係にとらわれるという方は、なるべく少くした方がいいのではないかと、いうこともいろいろ考えたわけでございまして。そういう基準を設けて選びましたのが、これはまだお配りしてないかも知れませんが、新聞に出ておりますように、ああいうメンバーになつたわけでございまして。もちろんあのメンバーの中で、いや、これはどうかと思う、あるいはこれはどうかと思う、もっと別な人を出した方がいいという御意見もあつたかも知れませんが、いろいろ検討しまして、大体あの程度が妥当なところではないだろうかといふふうに考えたわけであります。

それから、実は、この委員以外に、専門委員というのがありますが、専門委員につきましては、私どもとしましては、今後適当な方がおれば、随時そういう人を選びまして、そしてこの委員会において発言していただきまして、そしてあらゆる方面に公平な、バランスのとれた措置を、今後とていきたいといふふうに考えておるわけであります。

○田中(武)委員　ただいまの御答弁のように、できるだけ民間人を多く入れて、民主的な運営をやつていきたい、こういう趣旨には、賛成であります。今の御答弁によれば、今後適当な人があれば、推薦をすれば、メンバーとして入る可能性があるというふうに理解しますが、それでいいですか。

○川上政府委員　本委員につきましては、法律によりまして、三十五名という限定がございます。従いまして、どなたかやめないと、新しく突っ込むと

いうことはできないわけであります。しかし、法律によりまして、専門委員というのを選ぶことができないことになつておりますが、その専門委員については、数字の限定がございせんので、われわれとしましては、必要によりまして、随時専門の方を委員として任命したいというふうに考えております。

○田中(武)委員　委員に、中小企業団体組織法の適用に当たつての関係者を網羅することは、当然だと思つております。特にわれわれが考えておりますのは、いわゆる中小企業者といわれる中にあつても、比較的大きいところと、いわゆる零細企業といわれるところがある。この中小企業といわれる人たちの代表の中にあつて、比較的大きいところと零細企業との割合、それから委員の割合、それから商業と工業、この関係の委員の振り分け、それから消費者の代表と目される人たちは、どういふ人が入つておるのか。たとえば、消費生活協同組合等は入つておるのかどうか。そういう点を、お伺いいたします。

○川上政府委員　各界の代表は、これはどこの代表で、人数は何名だということにつきましては、まだはっきりしたものを、きょうは持つてきておりませんが、私の方としましては、実はいろいろな方面の方々を網羅しておるつもりでございます。ただ、最後にお話のありました消費生活協同組合の代表者が入つておるかどうかという点につきましては、消費生活協同組合の代表者の人は、入つておりません。ただ、消費者関係につきましては、たとえば婦人団体の代表者を入れるとか、ある

いは労働組合の代表者というのは、消費者の代表といふことに、はつきり言えますかどうかは疑問としまして、総評あるいは総同盟、そうした関係の方等も入つております。それから学識経験者の方々も、たとえば大学の先生たちも入れてございまして。それに、消費者関係だけを非常にたくさんにするといふことも、実は疑問がございまして、私どもは、この法律を作りますまでの経過におきまして、たとえば、一般の小売価格、消費者に直接影響のあるものについては、よほどの事由がない限りやらないのだといふことも、再三申し上げておりますし、価格協定といふものは、やはり貿易とか、そうした方面について考えなくてはならぬ問題であつて、たとえば、強制加入の問題にしまして、あるいは統制の面にしても、値段の問題について直接消費者と接しております面については、ほとんどやるべきじゃないのだといふような頭を持っておりますので、消費者の代表者をたくさん入れるということも、一般の貿易の関係とか、あるいは一般の製造業の関係とか、そういうようなつり合いもありまして、今回は大体その程度にとどめておるわけでございまして。ただ、先ほども申しましたが、専門委員といふものは、随時必要があれば認められることになつております。もし、そういうふうな問題が起きますと、この安定審議会においては、どうも一方に少し意見が片寄つておるのじゃないかといふようなことになりまして、そういう方も任命しまして、われわれとしましては、この委員会のいろいろな審議が、一方に片寄らぬように注意していきたいといふ

うに考えております。

○田中(武)委員　委員長から、やめろとこういうものをもらいましたので、簡単にしたいと思ひますから、答弁も簡単にけつこうです。

この審議会のメンバーにつきましては、まだお伺いしたい点もございまして。ただ、私が申し上げたいことは、関係者を網羅することが必要である。しかしながら、中小企業団体組織法の目的自体が、中小企業の過当競争を廃止してその安定をはかる、こういうことですから、中小企業者といわれるメンバーの人の多いのが、当然だと思ひたいと思ひますが、いろいろとお伺いしたいと思ひますが、後に譲ります。ただ、もう一つだけお伺いしたいのは、政令の第三条の組合交渉については、各条項ともに疑問があるわけですが、だから、先ほど申しましたように、立案に当たつては、条項ができれば説明してもらいたいと言つておつたのですが、おそくなつておつたので、あらためてまた各条項を問ひたいと思つておりますが、第三条を一つお伺いいたします。組合交渉は、やはりわれわれが団体を代表して、すなわち、商工組合を代表しての交渉である。従つて、名前は組合交渉だが、団体交渉である、こういうふうな理解しておるわけですが、そうしますならば、もちろん手続上三日前に通知をするといふことは、混乱を防ぐといふか、交渉をスムーズにするために、ある一定期間前に申し込むといふことはよいと思ひます。だがしかし、必ずしも三日前に申し込まなければ交渉ができないといふようなことでも、窮屈ではないか

と思う。また、五名というように人員が制限せられておる。これはあくまでも商工組合の団体の、自分たちの利益を代表して交渉に当る人であるから、三名でよい場合もあるし、七名を必要とする場合もあると思う。そういうことは、その商工組合の組織自体が民主的、自主的に選ぶべきではなからうか。それを、政令をもって制限することはどうかと思う。こういう考え方を貫くならば、もちろん、通産省なり中小企業庁長官が、労働運動にまでタッチしようとは考えておられないと思いますが、労働組合の団体交渉のやり方等についても、こういった考え方が出てくるのではないか、こういうように思いすが、労働組合であれ、商工組合であれ、同じ民主的な団体であるという点については変りはないのです。そういう代表の選び方については、政令であまりとやかく言わない方がいいのじゃないかと思ひますが、いかがでしょう。

○川上政府委員 この問題につきましても、国会のこの前の審議最中におきましても、むしろ逆な意見もいろいろございまして、なるべくこういう交渉ごととは、一つ円満にいくようにやってくれというような意見もありまして、当時、私どもが委員会におきまして答弁しましたこととしましては、この人数につきましても、三名程度にしたいというのを申し上げておいたのですが、しかし、その後、いろいろ考えてみますと、三名程度ではどうもまずいと思うから、まあ五名程度ということに、実は適にふやしたわけでございます。それから、三日前にやるという問題

につきましても、最初からばつと予告なしに交渉するということもどうかと思ひますので、紳士的と申しますか、一応三日前に文書をもって通知をして、その上で話し合いをした方がよくはないかというふうに考えたわけでございます。私は、決して今後、労働組合と経営者との交渉について、人数を制限するとか、そういうような大それた気持は、毛頭持っていないのでありまして、私どもとしましては、やはり中小企業者と大企業との関係、あるいはその他の関係業者との関係を、なるべく一つ円満に交渉ごとを持つていきたいという気持から、こういうことにしたわけでございます。

○田中(武)委員 委員長の顔を立てて、質問は後日に譲ります。一言だけですが、緊急必要な場合、やはり三日をおかなければいけないか。これに對して、特例を設ける必要はないか。私はあると思うのですが、どうでしょう。

○川上政府委員 一応この施行令においては、特例は設けておりません。しかし、そういう事態が、今後ちよいちよありまして、われわれの方としても、どうしてもそういう場合においては認めなくちゃならぬということになりますれば、その際、この施行令を改正するとか、そういう措置を考えなくちゃならぬと思っておりますが、今のところでは、そういう特例は考えておりません。

○田中(武)委員 商売はあくまでも緊急を要する場合がありますから、将来は十分考えてもらいたいと思ひます。

○横井委員 私は、松平委員の関連の質問でございますから、ただ一点だけ

お伺いします。と申しますことは、食品市場の乱立防止の問題でございます。登録制をやってみるということですが、登録制を建てることについて、非常に悪質な食品市場があるのであります。私は名古屋であります。名古屋市場においては、食品市場の建て売りをやるのです。食品市場を建て、建てた瞬間は、とにかく小売屋さんが入る。入るから、初めははやらせなければならぬというので、はやらせる手段を講じて、お客さんが殺到するような方法を講じて、とりあえずは宣伝をやつてはやらせる。はやらせるから、この市場ははやると思つておりますと、建て売りをやつた男は、はやるにまかせて高い値段で売つて逃げてしまふ。そして、その金でもって、またほかの新しい建物を建てて同じようなことをやる。従つて、こんなものがどんどん出てくると、単なる登録制でどんどん登録されたら、困つてしまふ。そこで、この問題が持ち上りました昨年の春、名古屋市場は、二百六十だったのが、今日は二百八十になった。法律ができてはいかぬからというので、建て売り屋はどんどん建てた。そういうふうには悪質なもの、登録ぐらいでは防止できない。許可制にしてもらわなければ、防止できないと思ひます。長官は、法制局が云々と言われたが、実際のあなたの方腹は、これでは、登録ぐらいではだめだという腹なのでございましょう。

これを一べんお伺いしたいと思ひます。

○川上政府委員 全体からながめないで、中小企業対策だけの問題から考えますと、私自身も、小売市場については、特別な地域を限つて、許可制にした方がよくはないかという気持は、

持つておるわけでありすが、しかし、それは中小企業の立場から言つておるのでありまして、全体の、たとえば法律論的に見ますと、憲法の問題とか、営業自由の原則の問題とか、あるいはその他のいろいろな問題がございします。で、こういう法案を出しておるわけでございます。

○加藤(清)委員 私も、このことに関連して、一問だけ質問をいたし、あとは川崎委員が準備していらつしやるようですから、そちらに譲りたいと存じます。

この小売市場が非常に難渋しているという点につきまして、これは救わなければならぬという空気が、本委員会数年来の気持でございまして、この点については、与野党完全に一致しているの、社会党も、決して人後に落ちないのでございします。ところが、実際にこの小売市場が難渋しているところの原因は、あまたありますけれども、もし、その原因を、よそから圧迫を受けているという面のみ集約して考えてみますと、百貨店法がご抜け法案になつたことが、第一である。それに引き続いて、スーパー・マーケットというものが至るところにできています。第三は、今の小売市場である、かように考へておりますし、その対策が至急講ぜられなければ、永久に小売商業を安定させることはできないと考へておりますが、この点について、まず大臣の御所見を承わりたいのでございします。ただ、とりあえずこれを制限する場合に、政府としては、百貨店とか、スーパーとか、小売市場とかいう大きな原因を、ほかかゝりをして、たな上げし

ておいて、ただ協同組合にのみこの制限の目を向けていらつしやるようでございます。これは、小売市場、スーパーが乱立して困るという場合に、憲法がどうかとかいふ言ひながら、協同組合の方に向けては、憲法違反はおろか、厚生大臣許可の権限、過去の実績までも削減しよう、こういうふうに出ていらつしやるようでございます。

が、この点、中小企業庁の長官の精神を調査し、鑑定しなければならぬのではないかと思ひますが、精神分裂症でないところの御答弁を、一つお聞きしたいのでございします。

次に、先ほど員外利用は規制するというお話でございました。その原因は、米子にあるということでございますが、今の市場についての答弁と、まことに矛盾した話だと思はれるのであります。なるほど、米子においては、協同組合がばつこしているということを知りております。それは、ある程度善後措置をとらなければならぬだろうと思はれる筋もございします。だからというて、日本全国にわたつていところの協同組合や購買会を、制限しなければならぬという理由には、ならないのではないか。特にそれを制限された際において、いかなる悪影響が出るかの問題について、果してどのような調査研究が行われておりますか。この小売市場を圧迫しているところの勢力は、どの分野が一番大きいのか、順番はどうであるか、その量はどのくらいであるかというデータを、一つ御提出願ひたいと思ひます。今、審議されていくところの法律は、審議することができないと思ひます。幸い、中小企業庁の長官は、かつて鉱山局長をやられたか

ら、御存じのところを例を上げてみま
すが、昔は城下町であり、寺町であつ
た、今日は工場町ができています。その
工場は山の中にできた、あるいは人里
離れたところにできている。その工員
の生活を保障するには、まず、工場を
作る前に、宿舎を作らなければならぬ。
宿舎を作る前に、消費物資を扱う
店を作らなければならぬ。これが、今
日の工場設備の基本条件になっている。
そういう場合に、長官御存じでござ
いまいしょうが、もし炭鉱における協
同組合を規制したら、どういうことにな
りますか。あなたのよく御存じの神
岡鉱山を規制したら、一体どうい
うことになるか。私のよく知っているトヨ
タの自動車工場、あそこは普通工員で
扱えるものは工員が扱っておりま
すが、工員が扱えないところのミシンと
か時計とかいうものは、小売屋さん
の中に入れて協同組合を形成しているの
です。それがいけないということであ
れば、ここで御厄介になっている小売
屋さんは、みんな外にあふれなければ
ならぬ、こういう結果が生じます。し
かも、ここで員外利用を規制したら、
どういふことになるか。トヨタの工場
ができたおかげで、周辺に集まって見
えたところの方々は、一体どこで何を
買うのです。酒屋に三里、とうふ屋に
二里というところで、拳母の町に買いに
行けというのですか。とんでもない話
だ。幸い、川崎秀二さんがここにいら
っしゃるから、おわかりでございま
しょうが、伊勢路へ行ってもそうだ。
もし、あそこにあるところの糸へんの
工場の中で、購買会や生協が、もう次
から次と制限を受けてできないという
ことになったら、この女工さんの風紀

を、一体どうやって取り締ります。ど
ういう規則で取り締ります。よる夜
中、必要になった綿を脱着して買いに
行かなければならぬことになりま
す。それでもよろしゅうございま
すか。そういう問題を、よく考え合せて
みると、米子の問題があつたおかげ
で、全国に規制したということになれ
ば、悪影響の方がはるかに大きいと思
います。この点について、生協が悪
い、購買会が悪いというならば、その
悪影響を及ぼしているところの現在の
データと、あなたが今提出してお
るところの法案が行われた後において
予想し得る悪影響を、一つ出して
いただきたいと思ひます。

ついでに、大臣にお尋ねしておきま
すが、もし、員外利用の規制である
と、あるいは購買会、生協の中の整備
を行うことが、通産大臣でできるとい
うならば、厚生大臣とのこの許可の権
限は、一体どういふことになるのか。
それから、もし、それが行えるとい
うならば、農業協同組合や漁協は、一
体どうするつもりであるか。農業協同組
合や漁協の方がむしろ町中にありま
すから、これに及ぼす影響の方が、は
るかに大きいと思ひますが、これも一
つ科学的データを御提出願ひたいので
ございませう。

まだありますけれども、きょうは一
問ですから、これでやめておきます
が、小売商業は助けなければならぬ。
しかし、助けるに事欠いて方向を誤ま
りますと、悪影響の方が大きく、国民
生活、あるいは山村、農村における消
費者に対して、非常な迷惑を及ぼし、
やがて、工場の経営を難澁させるとい
う結果が生じて参ることは、さきの委

員会における参考人の意見をもつてし
ても、明らかでございませうが、この
点、いかにお考えでございませう
か。私は、むしろ難澁しているのは、
大都會の小売商業である。大都會の小
売商業が難澁している最も大きい原因
は、デパート、スーパー・マーケット
、小売市場である。これをもっと
はつきりと見きわめて、その原因を除
去することにウェイトを置かれること
の方が、小売商業を、より一そう安定
させるところの方途であると思ひま
す。大臣、これはいかがお考えでござ
いませう。

○前尾國務大臣 現在の集合された販
売といふことは、百貨店式に販売をす
るというところは、非常に便利でありま
するが、一面にまた小売商業を圧迫す
る、あるいはほかのいろいろな弊害が
出てくるわけであります。百貨店法
は一面におきましては、かなり営業の
自由あるいは独禁法の精神に相反する
ものだというふうな考え方も、従来は
あつたのであります。これは大企業
で営まれておりますので、百貨店法と
いうような法律が制定されたのであり
ます。ところで、また百貨店法も、実
施していきまして、いろいろな抜け道
といひますか、これにひっかかるよう
ないいろいろな方法が、最近講じられて
きて参つております。これは、事態の
推移に従つて、それに対応する法律の
改正なり、いろいろなことを考へてい
かなければならぬと思ひます。また、
小売市場の問題につきましては、百貨
店に次いで、いろいろ最近問題が起つ
てきたわけであります。しかし、現在
の憲法なりあるいは独禁法なり、そう
いふ法の精神からいいますと、直ちに

規制するということは、困難な状況に
あるわけでございませう。しかし、これ
は不変のものではないので、いろいろ
事態が推移しまして、弊害が明らか
なってくるということになりますと、
一面また社会の公共福祉というよう
な問題が起つて参りますので、いろ
い段階を追つて、それに対する対策を
講じていかなければならぬ。一定不変
のものではないと、私は思つておるの
であります。また、法律の解釈なり精
神も、その事態の推移に応じて、適用
なりあるいは除外というふうなことも
考えられていくべきものだといふ
に思つておるのであります。また、小
売商業の場合に、あるいは生協ある
いは農協、そういうふうなものとの関係に
おきましては、所管は、私の方ではあ
りません。生協は厚生省、あるいは
農協は農林省というように、許可権は
向うにあるわけであります。それら
のものとの関係も、やはり事態の推移
に応じて考へていかなければならぬ
。また、同じ場合におきまして、
ただいまお話しのように、地方なり都
会において非常に事情が違ふ。従つ
て、ある程度弾力的な運用のできるよ
うな方向に持っていく、そうして適切
な措置がやれるようにしていかなけれ
ばならぬ、かように考へておるわけ
であります。

○川上政府委員 この法案が実施され
るというところになりますれば、先ほど
お話がありました非常に悪い影響があ
りはしないか。特に山村地帯におきま
しては、買うところがなくなつてし
まつて、何里も離れたところまで行か
なければならぬ。そういうふうなお話
がありました。私も、毛頭そう

いうようなことは考へていないわけ
であります。

○加藤(清)委員 内容を言わなければ
ども、切符制度にするのでしよう。証
明書を持つていかなければならぬで
しよう、内容はそうなつていますよ。

○川上政府委員 それは「必要がある
と認めるときは」ですから、別に大し
て影響もないところについて、一々私
の方でどういふ措置を講ずることであ
りません。どうしてもいろいろな問題
が起きて、そのために一般の小売商が非
常に困つておる、ばたばたつづれてい
くというふうなところについては、調
整をやりたいというように考へており
ますから、先生がおっしゃいましたよ
うな、そういう悪影響は、私の方はな
いものと考へておるわけであります。
特に炭鉱地帯、これは、私は石炭の行政
をやりましたので、ある程度はわか
つております。そういうところにお
いて、どうしても生協がなければなら
ぬ、あるいは購買会がなければならぬ
というふうな地区においては、別に小
売商との間に、非常に紛争が起きてお
るというところは、私はあまり聞いてお
りません。そういうところを、別
に考へておるのではありませう。

○小平委員長 この際、理事の協議に
より、通商産業の基本施策に関する件
について、調査を進めたいと存じます
が、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○小平委員長 御異議なしと認めま
す。よつて、通商産業の基本施策に関
する件について、調査を進めます。
質疑に入ります。通告がありますの

で、これを許します。川崎秀二君。

○川崎(秀)委員 政局は、非常に緊急な段階に入っておりますので、この際、それまでに重要な二、三の案件につきまして質問をいたして、政府のこれに対する態度をはっきりしていただきたいと思うのであります。先ごろ、中国と日本との間に、鉄鋼の協定が生れましたことは、非常にわが国の鉄鋼製品の販路が大きくなったこととして、きわめて注目せられるのであります。その反面、これに刺激された動きもあるように感ぜられるのであります。私が、この際、通産大臣にお伺いしたいことは、アメリカでは、近ごろ鉄鋼製品の不買運動というものが、漸次高まりつつあるやに聞いておる。これはどこかにまだデータを調べておりませんか、ボストンであるとか、あるいはフィラデルフィアであるとか、ないしはデトロイト等の各新聞が、すでに相当な報道をしておるやうであります。それから在日アメリカ官邸筋によっても、米國は、日本に對して、鉄鋼問題に對する強硬な措置に出んとおるといふ情報もありま

す。われわれは、これをだんだん調べておりましたけれども、まず私が伺いたいのは、通産省では、今どのような情報に接受しておるか、それに対する対策は、どういふふうにとられようとしておるのか。まずその点を伺いをして、あなたの方の持つておられるデータと突き合せて、私の質問を展開していきたいと思いますのであります。

○前尾(國)大臣 アメリカで鉄鋼製品の不買運動の動きがある。これは、私の聞いておりますのは、ベルギーとか、そういうような、日本に限らず、

そういう問題に對して関税の引き上げというふうなことの法案が出ておるといふふう聞いておるのであります。実は、詳細を私としましては存じません。もちろん、そういう動きがあれば、それに對処しまして、十分なPRをやつていかなければなりません。しかし、ただいま申し上げましたような情報でありまして、あるいは、さらに直接調査しなければならぬと思ひます。ただいま私の知つておりますことは、その程度の情報であります。

○川崎(秀)委員 一昨年来、インドと日本の鉄鋼協力というものは、かなり進んで今日までできておるわけですが、たとえば、ルーラケラ鉄鋼山のICA資金というものは、ぜひ日本側からアメリカに借款をするように橋渡しをしておることがあるわけですが、これは、今どういふふうな進捗状態を見せられておりますか。

○前尾(國)大臣 ルールケラの投資、並びに、それによりまして、日本側が、鉄鋼石をたしか二百萬トンずつ入れるというふうな話が、ずっと以前からありましたが、中絶いたしておりました。そこで昨年鉄鋼使節団に行つて調べてもらいました。また先般、鉄鋼業界から、永野氏を団長として使節団に行つてもらいました。一応、話の妥結を見まして、日本としましては、八百萬ドルの投資をし、それは極力日本の車両とか品物で、延べ払い方式によつて協力する。またアメリカのICA資金、大統領資金の二千三百萬ドルでしか、借り入れの申し込みをする。その残余につきましては、インド側が調達する。こういうふうな話し合いがございまして、すでに大統領資金に對する申し込みにつきましては、われわれは賛成であるという日本の意思を表明いたしまして、そうしてアメリカ側に申し込んでおる。私は、おそらく日ならずして成立するものだといふふうに考へております。

○川崎(秀)委員 一つずつ伺つて、それに対する最近の私の得ておる情報を申し上げて、しかる後に對策をお伺いしたいと思ひます。ただいまのは、永野さんが行かれて、そういうふうな話し合いに一応落ちつかれたように聞いておるのですが、これが、今回の中国との鉄鋼協定によつて、アメリカ側の態度が相當に変化するおそれがある。これは今問題の中共政府對国民政府の貿易關係という問題と、同じようなケースをたどりそうなおいがしておるので、それに対しては、當然政府として、早目にアメリカの了解なり、あるいは中国側との間にきめられたところの鉄鋼協定がくずれない線を、主権を保持して打ち出すべきじゃないかというものが、私の質問せんとする議論の態度なんです。しかし、いろいろとこれからデータをあげまして質問をしてみたいと思ひますが、それならば、その次に伺ひたいのは、世界銀行あるいは輸出入銀行に對する鉄鋼借款の交渉というものは、今日はどういう推移をたどつておるものか、これも一つ伺つておきます。

○前尾(國)大臣 世界銀行に對しまする、あるいはまた輸出入銀行に對しまする借款の問題につきましては、すでにアメリカから調査団が参りまして、調査をいたしておるのであります。輸出入銀行については、私はそんなに問題はないのじゃないかと思つております。世界銀行の鉄鋼の借款につきましても、電力借款が成立いたしますと、その後引き続きいて審議をされ、また非常には有望でありまして、これまた成立するものだ、こういうふうな考へております。

○川崎(秀)委員 そこで伺ひたいのですが、私、きのうあたりにも、アメリカの關係者にも会い、在日官邸筋から、いろいろな情報をとつてみると、ややアメリカが、中間選挙を目前にしてのアメリカの国内における商社の動きというものと、符節を合わせた日本に對する牽制政策のようにも思ひ、終局点というものは、それほど心配をすることはないかとも思ひますが、事態の發展いかんによつては、どういふ態度をアメリカがとるかもわからぬ。今日の日本の鉄鋼輸出というものは、何といつても自由主義諸國が大部分であるわけですから、従つて、今回中共への年間輸出の見込みが非常にふえたからといつて、そのことによつて、他の面を失うということになるならば、これは非常に重大な結果を鉄鋼業界にもたらし、このことは、ひいてわが國の經濟に大きなひびを入れるわけですから。そこで、アメリカ側が、今この業界の陳情あるいは最近における中国と日本との鉄鋼協定後に対する一つの牽制政策としてでも考へておると見られるものは、日本の鉄鋼正常輸入量を、大幅に制限するといふ考へ方もありましよう。鉄鋼石の中共買付に對する牽制として、まず第一にそれをやるということは、考へられるけれども、しかし、これは日米親善の基本線でありまして、これは日米親善の基本線でありまして、それから、そういう手には、私は出てこな

いと思ひます。問題は、むしろ國際協力局すなわちICAが持つておるところの資金によつての對日鉄鋼買付というものは自分の間行わないとか、あるいはこれにひとしい措置をとるとかということが、第一の私の懸念でありまして、それから第二には、先ほど私が指摘をした日印協力、ルーラケラ鉄鋼山のICA資金の借款申し入れを、この際拒否しようといふような動きも、かなり強くなつてきておると思ひます。これをやられるとすれば、今日の鉄鋼業界は、甚大な被害を受けると思ひます。通産大臣が、これに對して、慎重というよりは、むしろ情報を知らぬやうな答弁をされておるのは、一つの政策だとは思ひけれども、しかし、そういうことに對して、最初からやはり打つ手はきちんと打つておかなければならぬのではないかと。こういう問題が惹起をするおそれがあると私は思ひます。あなたが持つておられる情報では、そういうことが非常に感度が高いやうです。現に朝海大使あたりの情報では、そういうことが起り得る可能性があるといふことを、私は指摘してきておると思ひます。もしそういう事態に立ち至れば、これはきわめて重大なことでも、もしそれが、アメリカだけではなしに、南ヴェトナムとか、あるいはフィリピン、セイロン、カンボジアとか、ブラジル、アルゼンチンなどという自由主義諸國全体に波及をして、一つの政策的な動きになるといふことになれば、この日本鉄鋼品のボイコット運動というものは、相當に日本としては考へなければならぬ情勢に立ち至ると思ひます。この際、もし知つておられれば、正式にそういう情報はあるけれ

ども、日本側として、公式なルートとしては、かくかくの手を打っておるということ、御言明を願って、一般経済界に与えておるところの、ひそかな不安というものを、通産大臣は拭きすべきだと思ふのでありますけれども、それらの問題について、御見解を承わっておきたいと思ふのであります。

○前尾国務大臣 インダの鉄鉱石あるいは中共の鉄鉱石を入れるということにつきましては、われわれ、極力今後推進していききたいと思ふ。しかし、そのために、アメリカから入れます鉄鉱石が減るといふものではないに、鉄鉱石は需要がだんだんふえていきますので、五カ年計画を考えましても、極力あらゆる方面から入れることを考えていかなければならぬ、こういう状況にあるのであります。そのために、日米の貿易にいろいろ問題が起るといふものではないと思ふ。また鉄鋼を中共に輸出するということにつきましても、あるいは民間側からいろいろな議論が出るおそれはないと思ふ。しかし、何れにしても、アメリカ政府としては、何もそれに対して文句があるわけではありせん。しかし、ただいまお話しのような動きがあるとすれば、これはもちろん、われわれとしましては、何れもそういう心配のない点を十分説明し、それに対する対処は怠つてはなりません。ただいまアメリカの幹部諸公が、これに対してどうこうというふうな考へておることはない、私は信じております。

○川崎(秀)委員 私は、専門家でないから知りませんが、鉄鉱石需要というものは、それは全体としては、だんだんふえておるとは思ふ。けれども、本年は中共から鉄鉱石を六十万トンですか、新しい買付をすることに決めたのじゃないですか。そうするとアメリカから買ふものは減るのじゃないですか。どうなんですか。あまりよく知らぬけれども……

○松尾(泰)政府委員 先般の中共と鉄鋼業界との契約によりまして、第一年度においては、粘結炭が四十万トン、こうなっております。粘結炭の方は、大体毎年約四十万トンぐらゐは買つておりますから、増減はございません。鉄鉱石は、新しく入るわけでありまして、鉄鉱石というものは、スポット買というふうなことはほとんどないわけで、諸外国との契約は、かなり長期契約になっておりますので、すぐに一方の契約を破棄してどうというわけには、割にいきにくい商品であります。そこで需要の伸びに從つて、あるいは契約の更改などを考へて、業界として考へておるわけでありまして、従いましても、中共との現在の関係が悪化して、中共から輸入するという考へ方は、全然してないやうであります。そう摩擦はないやうであります、われわれ確信しておるわけでありまして、

もちろん、今かなりの在庫もありまして、従いまして、中共の方からも、もつと減りたいという希望に対して、第一年度四十万トン程度で押さえるを得ないことになったのであります。そして、現在の輸入を大いに減らすという考へ方は、これは先般中共に行かれたました業界の代表者は、全然考へていないやうであります。従来の各国との関係を維持しつつ、需要の増加分を中共から入れるというやうな考へ方に立っております。

○川崎(秀)委員 今、中共の方に重点をかけた答弁でしたが、私が聞いておるのは、中共から四十万トンというところによつてかどうか知らぬが、在庫との関係もあつて、アメリカからの本年の鉄鉱石の輸入は減るのではないかと、このことを聞いておるのですが、その数字はどうですか。

○松尾(泰)政府委員 はなはだ申しわけありませんが、今ちょっと数字を覚えておりませんが、そんなに減らぬと思つております。

○川崎(秀)委員 今のことは、一つ正確な数字で、一ぺん答弁をしていただきたいと思ふ。私の質問が、ほかの問題にわたりますから、その間に一つ整理して、答弁をしていただきたいと思ふ。それから、今、大臣のお話だと、アメリカ側に対する考へ方というのは、非常に樂觀的ですが、これは日米親善あるいは日米協力という形からすれば、アメリカは最後には、最高政策から、常に日本の政府に対して有利な判定を下して、大統領裁断で押さえるというのが今までの手です。私は、これは変らぬと思う。しかし、そのことにつ

け込んで、今日の事態を甘く見てはいかぬ。民間と政府は乖離しつつあるのであつて、アメリカの鉄鋼業界は、政府に対して相当のプレッシャーをかけ始めておることを、私は指摘しておるわけですが、そうすると、正常輸出の方持っておるところの最高の決定によつて、一時的にしても、報復措置としてICAの資金が流れないということになる。私は、今東南アジアに対する日本の鉄鋼業界の進出は、實際は非常にICAの裏づけが大きく作用しておるのではないかと、このように考へておる。その数字は、相当なものだと考へておるのですが、今ICA資金による貸付は千八十万ドル、鉄鋼業材四十九万五千トン、鉄鋼製品八百八十三万一千トン、アメリカ向け正常輸出と合せて二千七百八十万ドル、このうちICA資金による貸付千八十万ドルが、三分の二でも、あるいは二分の一でも制約されるということになると、そのことによつて受ける打撃というものは、中共との新しい取引で伸びた分よりも、大きな打撃を受ける。こういうことになるわけですから、よほど注意をして今後の交渉をしていただきたいというのが、私の考へ方でありまして、これに対して、通産大臣の考へ方は、ただいままでに申された答弁と同じであるか、もう少し綿密に一つ御答弁を願ひたいと思ふのであります。

○前尾国務大臣 もちろんICAの買付が、非常に日本の貿易といひます。か、国際収支に役立っております。従つて、御承知の通りであります。従つて、われわれとしましては、これに對

しては、非常な関心を持つておるのがあります。先般も、アメリカの商務次官が来られましたときに、一時間以上にわたりました、いろいろこの問題についても、話し合ひをいたしました。そのことを、要請しておつたのであります。この鉄鋼の輸出によつて、アメリカの当局の方で報復手段というやうな考へ方を持つておるやうには、私は考へておりません。今までのいろいろ話し合つてきまして、向うの模様を考へましても、そういう話は出ておりません。業界では、あるいはいろいろなことが、商売上のかけ引きから言われておるかもしれませんが、政府の当局者として、そういうやうな考へ方を持つておるやうには、私は考へておりません。しかし、これはそういう動きがあれば、それに対して速急に手を打たねばならぬと思ふ。

○川崎(秀)委員 ただいまの問題は、あまり樂觀されなくて、何といつても、経済開発の中心の問題でもありますが、また重要産業の核心でもあるわけですから、鉄鋼業界が、これがためにゆらぐということになれば、非常に重要な問題です。中共との鉄鋼協定というものが、新しく日本の進路を増した際でありまして、私は、その問題については、むしろ非常に歓迎はいたしておるのですが、やはりこういう問題は、比重を考へて、そして日本の対外政策とも密着したやり方が望ましい。政治は政治、商売は商売ではあるけれども、基本的な考へ方を持つて、だんだん販路を拡張する、本末を顛倒してはならぬということを申し上げたかつたので、最近のアメリカ鉄鋼業界の

動きに関連しての一つのマイナスイメージがある。これを完結するための手段として、政府はもっと外交交渉とも十分な連絡をとりつつ経済発展を遂げたい、かように存するのであります。それから、今国会で、予算委員会でも指摘をいたし、最初から問題にしておいた問題に、サウジ・アラビアの石油問題があります。これはその後、社会党の方々からも再三にわたって追及が行われ、またわが党の長谷川四郎君あるいは笹本氏等からも、たびたび商工委員会におきまして、きわめて精細なる御議論があったようでありま。私よりも、もっと詳しく御議論がありまして、非常に意を強くしておるのであります。最近、私は、このサウジ・アラビアの石油問題というものは、何かとどめをさされそうな形にまで発展を遂げておるのではないかと。すなわち、これは、きょう外務省の諸君が、何か中近東問題で、経済局が全部休みだというので、ここに来られないのは、はなはだ残念であるし、あるいはまた、この問題に終止符的な悪い情報を出さなければならぬということ、逃げたのかもしれないけれども、土田大使から最近二、三回公電が来ておる。それから山田次官等に会って、いろいろイランあるいは近東方面の石油問題を聞きまして、サウジ・アラビアの問題は、非常に悲観的な状態である。むしろ、これは打ち切りを早くした方がよからう。という考え方が、強くなっておるのだそうでありま。それにしても、実際、アラビア石油開発会社の資本金は、三十五億円というものをとにかくかけて、この間設立総会をしたばかり

である。財界の、相当に日本で物事に對して自重をされつつ進まれる経団連の会長であるとか、あるいは東京電力の社長なども、戦争するよりは、一べん山下のホラに乗ってみようといううな気持ちで、こういう石油会社の開発に手をつけたというのですけれども、私は、これを指導する連産省として、はいふん落度のある大問題じゃないかというふうに考えるのであります。まず伺っておきますが、今、クエート政府との交渉は、どういう段階であるか。これはこれはど国会の問題になっておるのですから、逐一あなたの方は情報をとらなければならぬと思うが、クエート政府と山下太郎氏のこのアラビア石油会社との利権をとるということは、非常に有望なのか有望でないのか、どういう段階に立っておるか、一つ率直に伺いたいと思う。

〔委員長退席、笹本委員長代理着席〕

○前尾閣務大臣 アラビア石油の問題につきましては、最近われわれも、現地で調査をしてもらっておるわけでありま。土田大使の公電は、有望であるというふうに来ておまして、その後、何ら公電には接しておりません。また、財界の方々の御意見も、私も聞いておりますが、ぜひやらせておるのではありません。また現在、御承知のように、クエートの方は、断食に入りました。それで交渉が途絶えたとおりますので、私がただいま聞いておるに、私にとっては、契約文のいろいろ交渉するために、ロンドンに行つて話し合いをするというふうな最近の状況のよう聞いておるのではありません。い

れにいたしましたも、断食が済みませんと進行しない、こういうふう聞いております。

○川崎(秀)委員 それは、私の持つておる情報とは、全然違ふのであります。あなたの今言われておるのは、いつごろの話ですか。

○前尾閣務大臣 十日前くらいまでは承知しております。その後、何ら報告を、私個人は受けておりません。その後の状況は、聞いておりませんが、しかし、ごく最近までの情報は聞いております。

○川崎(秀)委員 それはもう少し調査をされてなしないと、あなたは、非常に有望だ、有望だと言つておいて、今度選挙があつて、そのあとはどういふことになるかわかりませんが、はなはだ失礼な言ひ分をしても、私の立場からは、あなたに對して恐縮だから、そんなことは申し上げないけれども、責任者でなくとも、とにかく今日重要なポストにおられるわけですから、どうも一時は有利な情報があつて、それが續いておるものと思つていなどころでござますならばともかく、私が得ておる情報では、クエートはイギリスの保護領であるし、それから最近、英米の各会社が連盟をして、日本側に落札するようになつてあつては、自後一さいのものに協力しない、今までやつておつた協力も破棄するといふような申し入れをしておるので、クエート政府は、とても窮地に陥つておるばかりでなく、アメリカ側のインデペンデント・オイル・カンパニーといふのでしたか、それからもう一つはシェル、この二つのうち、どちらかに落ちることは確実である。ただ、日本

のアラビア会社に残されている道は、その取つたものと協力をして、すでにサウジアラビアとの間に日本が取つておるのですから、そこでやろうという活路しかないという情報、一番信用の置ける情報ではないかと私は思うのですけれども、今、大臣の言つたことは、信用していいのですか、実際に、よろしうございますか。

○前尾閣務大臣 アメリカなりその他の国々が、非常に競争しておるといふ事實は、聞いております。また、現にこちらの会社に対しまして、何とかサウジ・アラビアの方の権利を譲つてくれぬかというふうな話も、はいふんあるといふことは、承知しておるのであります。今までのいきさつからいいますと、すでにアラビアの方の権利は得ておるのでありますから、そこに落ちるものが、一番妥協な線でなからうか。従つて、それについて極力邁進するといふふうになっております。

○川崎(秀)委員 それはアラビア石油会社の言ひ分で、連産省の言ひ分ではないと思ふのだ。アラビア石油会社は、そう言わなければ絶対に落ちてこない。もうすでに権利を取つておるのだから、クエート政府の方にも協力してもらいたい、可能性は十分だと、あなたの方に石油会社から打電があれば、それは一つの情報です。しかし、それは客観的な情報と言えないので、連産省としては、当然現地にいろいろな役人を派して、現在交渉している山下情報だけではないに、広く情報を集めて判断をすべきだと思ふのです。最近の土田大使の公電では、それとは違ふのです。少くとも四月十一日ごろに、土田大使の公電で、何か情報が入つて

いるはずで。それを、ぜひ一つこの際発表してもらおうと思つて、外務省の連中を呼んだのです。ところが外務省は、きょうは中近東の問題があるから出ないという。せつかく交渉してもらつたのに、それはどうしてもおかしい。私の方も、もう少しはつきりと覚の方から言えよかつたので、少し手落ちがあつたかもしれない。その意味で、私は非常に不安定であると思ふ。それから、御存じのように、最近サウジ・アラビアでは、ある種の革命が起つたわけです。政変があつた。これは全然對蹠的な政変、つまり、サウジ・アラビア王を打倒して、違ふ種類の政権ができたといふことではないのですけれども、外交交渉の各種の問題は、場合によつては打ち切られる可能性さへ非常に多いので。ことにサウジ・アラビアが、今まで各国とやつておつたことで、一応権利を認めておきながら、それを破棄したという前例も、かなりあるのであつて、それがこのサウジ・アラビア王といふものを、端倪すべからざる人間だといわせているのです。これは政治的な大きな問題でも、たとえば、去年アメリカと非常に深い関係に立ちながら、一挙にして、たなごころを返すがごとくエジプトと締結したといふような変化をも起す人ですから、その人が、今度は引退して、皇太子に統治権を譲らざるを得ない政治情勢になつたといひながら、一そう経済問題については、不安定な要素ができてきておる。現に山下太郎氏が現地で話をしておることも、今までの大ぼろとは違つて、かなり非観的な談話を現地の新聞に載せておるのです。その材料も、ここにありま

が、あなたの方がとにかくオーソリ
ティーであるから、各種の情報を集めら
れていると思つて、私は質問している
のですけれども、その程度では、非常
にたよりないのです。ことに、このた
めに、これから一年間二百萬ドルずつ
外貨の送金をしなければならぬとい
うことであるならば、外務省と早く連絡
をとつて、やめさすものなら、なるべ
く早くやめさせた方がよい。むしろ日
本の石油政策としては、イランのよう
な豊饒な油田地帯、しかも政權が非常
に確定しておつて、方針が一貫をして
いるようなところとか、インドネシア
とか、幾らでも買うところがあるの
ですから、こういう千年に一べんしか
ない大ばくちだといつて、当ればよい
かもしれぬけれども、当る可能性の非常
に少ないところに、外貨を使うことはな
いじゃないかといふのが、私どもの提
起した問題であり、この問題に論及さ
れる人は、だれでもその点を深く追及
をされている。しかも、成立をしてみ
たところで、四十年後には取られてし
まう。四十年後はだいたい向うであ
れども、そういう不利な条件、しか
も、何か二分の一権利というような
こともあつて、實際このアラビヤ石油
は、もうだめになりそうなの勢いにある
のですから、通産省としては、もつと
情報を集めて、果敢な措置に出て、日
本の財界が痛手をこうむる前に引き揚
げる方がよいのではないかと、いふふ
うに考へるのですが、これらの点につ
いて、通産大臣の御所見を承つてお
きたいと思つてあります。

○前尾國務大臣 土田大使の公電は、
私、十一日ではない、もうちょっと早

い公電だつたと思ひますが、その後
に、公電が来ておることは、承知いた
してあります。もしあれでしたら、さ
うく調べてみます。それはそういうよ
うな考え方ではありません。

それから、ただいまお話しするよ
うに、レンタルは支払わなければなら
ないが、これはクエート側との交渉が
ついてから出発するわけでありま
す。クエート側との交渉の期間は、発
足しないわけでありま

○川崎(秀)委員 最後に、そういうよ
うな情勢で、もし最後の来た情報
が悪ければ、通産省としては、重大な決
意をされるつもりがあるかどうかとい
うことを、伺つておきたいと思つて
います。

○前尾國務大臣 さつそく私も調査を
いたします。そういうようなことであ
れば、これは当然考へていかなければ
なりません。

○川崎(秀)委員 それとは別個に、こ
れは日本の経済界にとつては、非常に
有利な情報だと思つて、けさの
毎日新聞に、例のアラブ連合共和国の
シリア州のラスタンというところ、
マハーディというところのダム建設に
ついて、日本にも国際入札をさせる
という情報が出ておるやうです

が、これは何か詳しい資料はありま
せんか。きょう見たあれでは、ただ、技
術とこれこれ、ダムの長さなどはだ
けだといふことばかりですが、日本に
国際競争入札するやうにしたのは、日
本の技術を相当高く買つて――何
でもソ連の経済援助というものは、水門や
なんかでは重要なことだといふお
る。それに付随して、日本の他の技術
を非常に高く買つて、国際入札とは

うもの、日本に大きな利点があるよ
うにも聞いておるのですが、その点
で、通産省はどのような観測をして
おるのか、どういふものか、この際御
発表を願ひたい。

○前尾國務大臣 聞いておりません。
○川崎(秀)委員 今までの情報によ
ると、在ダマスカス田村総領事、この
人は、アラビア語が非常にできる人
で、現地地のいろいろな情報を探
つて、今度は正式にこれが入つたとい
うので、アラブ連合共和国シリア州
から、ラスタン・ダム及びマハーディ
ダムの水力発電設備工事を、六月十八
日に国際入札にする。そして、特に
わが国の技術を重視して、これに参
加されたいとの公電を日本の当局に出
した。そのことが、きょうの毎日新聞
の経済面に載つておる。そういう
程度では、質問をしておつても、大
へんたよりない話ですが、これは国際
入札でやるというので、大へんな日本
の国際進出になると思つて、大臣な
どはもう十分御承知だと思つた。私
が得た情報は、むしろ一週間ぐらい前
です。だから、さつそくのおかし
い。さつそくのアラビアの問題もおか
しいですが、今ごろそんなことを言
つておるやうじゃ、しやうがない。

それで、ちよつとほかの問題を
伺つておきますが、近ごろ神戸に入
つた中共からの輸入不足米の中に、北
鮮産のものが大量に入つておるとい
われますが、そういう事実は御承知
ですか。

○松尾(泰)政府委員 現在北鮮から
の輸入、あるいは北鮮への輸出につ
きましては、別段国際的ないろいろな
制約とか、そういうものはない

わけでありまして、これは中共と大
体同じような扱いをいたしておるの
であります。南鮮との非常にデリケート
な関係もありまして、建前として
は、輸出入とも認めないということに
運用いたしておるのであります。時
たま中共物資の中に、北鮮のものが混
入してゐることは、絶対ないといふこ
とも言い切れないのであります。た
だ、建前がそういう建前でありま
すので、業界には、できるだけ注意を
するように申しておるやうなわけ
であります。今、御指摘のやうな
ことも、あるいは中共からの輸入
として混入してきておるのではない
かとも思つていますが、ま
だ実態を、私は、はっきり存じま
せんけれども、建前といたしまして
は、北鮮からのものは認めないとい
うことであ

○川崎(秀)委員 これは、何でも三
十年の十月二十四日に次官會議で
きめて、閣議の了解を得ることとし
て、北鮮との直接貿易は、韓国政府
への政治的配慮から、貿易は行わ
ないという建前があるやうです。そ
こで、私は、将来だんだん中共との
貿易が盛んになり、それから北鮮
との貿易も、南鮮との国交回復後
には、さらに世界の各国に対して、
貿易だけは伸張していけるという
論者でありますから、必ずしも、
北鮮のものを排斥せよといふこと
で、ここで議論を展開しているわけ
じゃないのだけれども、今は今、
将来は将来といふことを分けて努
力すべきにもかかわらず、實際中
共から入つてきておるもので、い
わゆるスイッチ取引といふこと
ですか、そういうものが相当行
われておるのか、それは今、日
韓会談をせうか行なつておる際

かなり韓国側に対して悪影響を
与えておるやうに、京城方面から
の通信もきておるし、また国内
でも、問題にしておる向きもある
わけですから、ぜひこれは慎重に、
そういう行為があらましたとき
には、嚴重な抗議を申し入れら
れた方がよい。これは、中共との
貿易を、直接だんだんふやそう
といふことと、決して矛盾を
しないことと、決して国際的な不
信行為といひますか、国際的な
経済行為が正当でないものに
対しては、私は当然通産省として
は、抗議を申し入れてしかるべき
だと思つておるのですが、これに
ついて、通産大臣はどういふお
考えですか。

○前尾國務大臣 ただいまお話し
のやうな考え方、われわれも北
鮮貿易の点については臨んで
おるわけですが、国と国との交
渉といふやうなものでもありま
せん。従つて、業界を十分
指導し、業界からも、そういう
ことでは困るというこゝでい
かなければならぬ筋道のもの
じゃないかと思ひます。われ
われも、従来から、少しや
かましく言い過ぎるじやない
かと言つておるのですが、さ
らに今後、そういう点について、
十分注意していきたいと思
ひます。

○川崎(秀)委員 それでけつこ
うですが、やかましく言うほど
言つておるといふけれども、事
実知らなくは、やかましくは
言えませんが、事実を認
知して、それの上に立つて
やつていただきたい。

それからもう一つ、これは地
域的なことで恐縮ですが、日
本の経済発展のためには、だ
んだん考え方が重点的になつ
てきたので、申し上げたい
のですが、あなたの方で出

られる昭和三十三年工業地帯別産業立地条件調査、こういうものがありま

すね。
〔産本委員長代理退席、委員長着席〕

これによりますと、日本の工場地帯をずつと分けて、細密な調査ができておる。これは、私は最近読んで、商工委員会と今まで関係がなかったわけですが、非常によい材料だと思っております。ただ、これによると、北海道からずつと分けてきて、工業地帯を二十六ほどに分けております。その中で、私はこういう構想を持っております。というのは、日本の工業地帯とい

うのは、こういうふうに分けてもいいが、京浜工業地帯、それから阪神工業地帯、北九州工業地帯というものは、鉄鋼を中心にしたあらゆる産業が集結しておる。その意味では、世界的な水準にまで達しておる。ところが、ほかは、それぞれに特色はあるけれども、この領域には及ばないわけですね。その次に有望なのは、何かといえ

ば、これはわが田へ水を引くわけではないが、やはり名古屋の工業地帯を独立させないで、今、四日市、桑名というものが、とにかく関連産業が非常に多くなつてきておる。ですから、伊勢湾臨海工業地帯として、第四の星にしたらどうかという考え方を持っております。中経連の連中とか、通産省の名古屋方面の連中は、赴任をしてあの地へ行つてみると、これは当然一帯として発展をさせれば、将来非常に有望な地域になる。わが国の工業水準を、はるかに引き上げていく立地条件に恵まれておる。それから産業形態にも恵まれておる。名古屋というものは、昔は織

維工業だけだったのでありますが、今は電気、鉄鋼というものが、ずつとそろつておるといふことから、一つこれは大きく伊勢湾臨海工業地帯として、こういうばらばらでなしに、日本の第四の星として取り上げて、これを総合的に開発をする意思はないか。予算委員会でも、基本的な問題だけは提起しておいたのですが、やはりこの商工委員会の問題でございまして、少し細密にわたつてお伺いしたいと思つたのです。そういう構想を、まず持つべきではないかと思つたのですが、通産大臣は、どういふお考えでございましょうか。

○前尾国務大臣 名古屋を中心として、あの方面一帯として産業立地を考へていかなければならぬということに

つきました。もつともであり、また当然そうあるべきだと私は思います。今後の産業発展のいき方を考えます場合には、相当広域的に考へていかなければなりません。もちろん四日市、桑名、そういう方面は、これは名古屋の郊外地といふと、はなはだ失礼でありますけれども、もう一体としたものであります。そのくらの広域的な産業地帯といふものを考へて参りませんと、もちろん、また逆の方面におきましても、相当広い地域を考へていくというこ

とでないと、今後の日本の産業構造から考へまして、小さい範囲で考へますと、非常に重複やいろいろな不経済な点が出てくるので、相当広い範囲で、名古屋を中心とした工業地帯を考へたい、こういうふうと思つております。

○川崎(秀)委員 もう一、二問、特に中心の問題をお伺いしておきたいのですが、名古屋工業地帯と、それから四日市の工業地帯のいろいろな産業を分けてみると、電力あるいは鉄鋼、それから繊維、陶器、製粉、ビールというような、多種多様なものが名古屋の方

にあり、四日市は石油産業が中心で、他の関連産業が密集しておる。結局足らないのは、鉄鋼の中心である製鉄といふものではないか。この製鉄所といふものを、名古屋から四日市の付近に、いずれの地でもいいから一つ誘致をして、それによつてむだをなくしていく。何といつても、名古屋は石炭から遠いのですけれども、四日市という良港があるわけですから、これを入れ

て、製鉄業といふものを大きく伸展をさせ余地があるのじゃないか。ところが、今日の経済五年計画では、まだこれが入つておらぬ。それは、いろいろな条件もございまして、いろいろな条件があるかどうか、この際ぜひ伺つておきたいと思つた。

○岩武政府委員 この前、予算分科会で、たしか申し上げておきましたように、名古屋の方は、お話しのように、かなり機械工業が発達しております。かなり製鉄業があつても、別段不思議じゃないと思つた。むしろ、あつた方がよいと思つた。むしろ、あつた方がよいと思つた。むしろ、あつた方がよいと思つた。むしろ、あつた方がよいと思つた。

○川崎(秀)委員 今のお話で、大体これは満足するわけですが、工業用水の設備、その他あげられた条件については、県当局だけではなしに、これは名古屋の非常な協力を得ました。一体となつて推進をしておる。今度の予算でも、最初は国庫の補助が落ちておつて、むしろこれはコーマーシャル・ベースでやるべきだといふような大蔵省の意見があつたのを押し切つ

て、新しい活路も見出したわけですから、そういう条件がずつと整つていくと、製鉄所の誘致ということには、土地の広さ、それから重なり、いろいろと要するとは思ひますけれども、その意味で、この辺の地帯に製鉄所があるといふことが、結局、活を入れることになるといふふうには私は思つております。これは国家的な見地から、一つ通産省でも取り上げていただきたい。地域的な問題という考え方はなしに、伊勢湾臨海地帯の工業に、最後の一つの締めくくりをするものは、やはり製鉄業である、こういう考え方で進んでいただきたい。また、そうでありますように、五、六年前の中にも、経済第二次五年計画の中には当然入ると思つたのですが、その年度の初期に、そういうものを組み入れるような計画を考へていただけだと思つております。しかし、それについては、何か太平洋戦争といふものが、通産省から依頼したのですか、あるいは経済企画庁から依頼されたのですか、調査を行なつて、何か報告を出しておるようですが、それはお知りですか。

○岩武政府委員 承知しております。あの報告でも、あの地帯は一つの有力な候補地と考へていいだらうといふふうになつております。これはなおもう少し検討する余地があるわけですが、先ほど申し上げましたように、将来の候補地の一つと考へられることは、間違いないであらうと思つた。○川崎(秀)委員 最後に、一つだけ通産大臣に伺つておきますが、合成ゴムの敷地の問題については、大体目鼻が

は、目鼻がついたようであります。
○川崎(秀)委員 どこになったのですか。

○松尾(泰)政府委員 先般、合成ゴムの会社と三重県の地元自治体との首脳部の会談が、たしか三週間前に話し合いがあつて、条件その他も、大体の見当はきまつたというふうに聞いております。

○小平委員長 本日はこの程度にとどめます。

次会は来たる二十二日午前十時十五分より開会する予定であります。

これにて散会いたします。

午後一時二十八分散会

〔参照〕

航空機工業振興法案(内閣提出一五三号)に関する報告書

水洗炭業に関する法律案(樺橋渡君外二十六名提出、衆法第一九号)に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕

昭和三十三年四月二十二日印刷

昭和三十三年四月二十三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局